



心当たりのない当選メールは無視しましょう

申し込んだ覚えのない宝くじや懸賞に当選したというメールやSMSが届き、お金を受け取るための送金料や手数料を請求されたという相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

当選!



事例1 スマホに「5億円が当選しました。至急手続きをお願いします」というメールが来た。無視していたが、次々とメールが届くので「手続きしません」と返信したところ「自宅と年金を差し押さえる」とメールが届いた。

事例2 スマホのSMSに「7億円が当選した」という通知が届いた。受領するための手続きだと言われ、様々な名目の費用を請求され、これまでに電子マネーで150万円ほど支払ったが、いつまでたっても当選金が振り込まれない。



ひとつとアドバイス



- 申し込んでいない宝くじや懸賞に当選することはなく、SMS等に記載された宝くじや懸賞などは実在しているかどうかも疑わしいものです。
- 相手に連絡したり、個人情報を入力して一度でも手続き等を行ったりすると、送金料や手数料と称してお金を請求されたり、その後も同じようなメールやSMSが届く可能性があり、一度お金を払ってしまうと取り戻すことは困難です。
- 実在する機関や事業者、またはそれと似たような名称を名乗り、「当選した」「賞金がもらえる」などと言われるケースもありますが、身に覚えのないメール等が届いた場合は、絶対に相手に連絡をしないようにしましょう。
- メール等がしつこく送られてくる場合は、携帯電話会社が提供しているメールブロックサービスの利用や、メールアドレスの変更を検討しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。（消費者ホットライン188）



昨年中、県内で発生した特殊詐欺の被害額は1億円にも及び、その過半数が高齢者となっています。

ただし、SNSで「外国人」からメッセージが届き、甘い言葉で「恋愛感情を抱かせる」などの恋愛感情につけ込む詐欺に関しては、年齢に関わらず被害に遭っているケースも散見されます。

犯人は、だましのプロです。「自分なら大丈夫」と安易に考えず、電話でお金のお話が出たり、面識のない者から金銭を要求された場合は、詐欺を疑い最寄りの警察に相談してください。



電子レンジ 食品の加熱しすぎや庫内の汚れに気をつけて

電子レンジは便利な道具ですが、その使い方が原因と考えられるトラブルが全国の消費生活センター等に寄せられています。

- ・電子レンジでさつまいもを加熱したら、庫内で発火した
- ・電子レンジで冷凍のおにぎりを解凍しようとしたら、庫内上部から発火した

食品の加熱しすぎは発煙・発火の原因となります。さつまいもをはじめとする根菜類など、水分が少ない食品の場合は、思っているよりも短時間で加熱が進むことがあります。電子レンジを使用する際は、取扱説明書を読み、正しく使いましょう。電子レンジ内の汚れや、使用する容器も発火の原因となることがあります。

もしも発煙・発火したときは、扉は開けずに電子レンジを停止させ電源プラグを抜き、煙や火が収まるのを待ちましょう。



2月・3月の消費生活法律相談

2月 9日(木) 13:30~15:30

3月 9日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話 : 0238-24-0999

FAX : 0238-26-6072